

平成 29 年 8 月 1 日
人 事 課

教員の懲戒処分について

本日付で、標記について、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第 49 条第 9 号の規定により、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

所属	補職	性別	年齢	処分内容
国際総合科学群	教授	男性	50 代	停職 3 か月

2 事案の概要

平成 28 年 12 月に当該教員の言動について、学生からハラスメント防止委員会に対し、被害申立てがありました。同委員会は、調査委員会を設置し、事実確認並びに審議をした結果、本年 3 月に当該教員の言動をハラスメント(アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント)として認定しました。これを受け、懲戒審査委員会で懲戒処分の必要性、内容・程度等を審議し、上記処分を決定したものです。

なお、当該教員には、以前にも同様の被害申立てがありましたが、ハラスメントと認定はされず、当該教員の言動についてはハラスメント防止委員会委員長(副学長)が指導を行いました。

お問合せ先	
横浜市立大学企画総務部人事課	Tel 045-787-2006